

公益財団法人愛知県サッカー協会寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人愛知県サッカー協会（以下「本協会」という。）が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）を受領する場合の取扱いについて定め、財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本協会が受領する寄附金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者から用途が特定されていない寄附金
 - (2) 特定寄附金 用途が特定された次に掲げる寄附金
 - ① 寄附者から用途が特定された寄附金
 - ② 本協会があらかじめ用途を特定して募集する寄附金
- 2 本規程における寄附金等とは、金銭のほか金銭以外の物品、固定資産等が含まれるものとする。

(寄附金等の申入れがあった場合の取扱手続)

第3条 本協会は、寄附者から本協会に対し寄附金等の申入れがあった場合、第4条に該当しないこと及び寄附内容（金銭又はその他の財産）を確認しなければならない。

- 2 本協会は、前項の寄附金等の申入れを受けるとき（以下「寄附金等の受入れ」という。）、その額又は評価額に応じて、事案決裁及び専決に関する規定による承認を得なければならない。
- 3 寄附者から用途及び寄附金等の管理運用方法について条件が付されている特定寄附金等又はその寄附金等の受入れにより本協会が何らかの負担を伴うことになるときは、前項にかかわらずその受入れは理事会の承認を得なければならない。
- 4 本協会は、寄附金等の受入れをすることとなったとき、当該寄附者に連絡するとともに、次の事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を作成する。
 - ① 寄附者の住所・氏名
 - ② 寄附金の額・金銭の種類（現金・有価証券その他）
 - ③ 金銭以外の寄附物品・固定資産等の量・種類等
 - ④ 寄附金の用途区分
 - ⑤ その他必要事項
- 5 本協会は、寄附金等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、本協会として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄附金の受入れの制限)

第4条 本協会は、寄附金が次の各号に該当する場合又はそのおそれがある場合、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- ① 法律に抵触するとき
- ② 本協会の業務遂行上支障があると認められるとき
- ③ 本協会が受け入れるときに社会通念上不適当と認められるとき
- ④ 反社会的勢力に係るものからの寄附と認められるとき

(特定寄附金の募集)

第5条 本協会が特定寄附金を募集する場合は、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金趣意書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして用途を定めなければならない。このとき、適正な募集経費は、募集総額の30%以下でなければならない。

(特定寄附金募金趣意書の交付)

第6条 本協会が特定寄附金を募集する場合は、募金趣意書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、本協会ホームページにおいて募金趣意書を公開することで事前交付に代えることができる。

(寄附金等の事務処理手続)

第7条 寄附金等を本協会の基本財産として扱う場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

2 寄附された固定資産等については、適正な評価額により固定資産等に計上しなければならない。

3 登記又は登録を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記又は登録をしなければならない。

4 やむを得ない理由により寄附金を寄附者に返金できることを募金趣意書に明示した場合は、寄附金を返金することができるものとする。

5 前項により寄附金の返金を受けようとする者（以下「申請者」という。）（本協会に加盟登録した選手の所属する加盟チーム又は準加盟チームが一括して申請する場合を含む。）は、募金趣意書に明示された期限までに寄附金返金申請書を本協会に提出しなければならない。

6 本協会は、前項の申請書を受理したときは、返金の適否を審査した後、申請者に返金するものとする。

(特定寄附金募金に係る結果の報告)

第8条 本協会は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに、寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本協会は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第9条 本協会が受領する寄附金等については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める本協会個人情報保護に関する基本規程に基づき細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 本規程に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第13条 本規程施行日までに寄附金等の受領があった場合は、本規程に基づいて取扱われたものとみなす。

附則

令和6年12月11日制定

令和7年2月1日施行